

①行事名(コース)など
②住所 ③氏名(ふりがな)
④電話またはFAX番号
⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先
(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやコール ☎03-5432-3333
区HPQ 120061 FAX03-5432-3100

令和6年(2024年)9月1日

せたがや



災害からペットを守るために

①日頃からの備えが大切です

飼い主の方は、災害時に備え、自宅の耐震化やペットの預け先の確保等、避難所へ避難をせずに済むような対策を行うことが重要です。避難所にはペット用の備蓄はありません。避難所で生活する場合も想定して、エサ・水(最低5日分、できれば7日分)や常備薬、トイレ用品、携帯用ペットケージ、リード、健康記録等を準備してください。

また、ケージに慣らす、トイレを覚えさせる、むだ吠えをさせない等の普段の基本的なしつけも大切です。ペットに鑑札やマイクロチップ、名札等を装着し必ず身元表示を行いましょ。

②被災動物ボランティアを募集しています

災害時のペット同行避難を円滑に行うために、被災動物ボランティアを募集しています。



共通事項 ①詳しくは、リーフレット(世田谷保健所生活保健課、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館等にあり)または ①区HPQ 138150
②区HPQ 148132 をご覧ください。
世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2908 FAX5432-3054



建築物や家具の耐震化支援制度をご活用ください

昭和56年5月以前に着工した建築物は、大地震に対する安全性が低いといわれています。首都直下地震等の被害を少なくするために、建築物の耐震化や家具の転倒防止に取り組みましょう。

●建築物の耐震化支援・助成

昭和56年5月以前に着工の旧耐震基準で建てられた住宅や建築物(ほかにも詳細な要件あり)、昭和56年6月～平成12年5月以前に着工の新耐震基準で建てられた在来軸組工法の木造住宅

●6年度の助成上限額

構造	建築物の用途	耐震診断	補強設計	耐震改修	解体
木造	住宅	診断士を無料派遣	設計・改修合計で130万円※1		50万円※2
木造以外	住宅(分譲マンションは除く)	10～100万円	100万円	200万円	—
	分譲マンション	150～300万円	150～300万円	2000～6000万円※1	—
	住宅以外の建築物※3			400～6000万円	—

※1 6年度は要件により助成金額が加算されます。詳しくは、お問い合わせください。

※2 旧耐震基準で建てられた木造住宅に限りです。

※3 用途、規模に要件があります。

上限額は建築物の種類、規模等により異なります。特定緊急輸送道路沿道建築物は別の助成額となります。耐震診断の前や後に耐震改修アドバイザーを無料で派遣する制度もあります(用途要件あり)。

要件等詳しくは、パンフレット(防災街づくり課、総合支所街づくり課・出張所・まちづくりセンターにあり)または 区HPQ 126749 をご覧ください。

防災街づくり課 ☎6432-7177 FAX6432-7987

●建築物以外への耐震化支援

耐震シェルター・耐震ベッドの設置費助成(助成上限額30万円)

昭和56年5月以前に着工した木造住宅にお住まいの方
①65歳以上の方②身体障害者手帳1・2級をお持ちの方③要介護状態区分(3・4・5)の方

※所得制限あり。

備一部の方に上乗せ助成あり。設置は1階のみ。

区HPQ 39050



▲耐震シェルター



▲耐震ベッド

家具転倒防止器具取付事業者の派遣(器具代・取付費用計2万円分まで支援)

昭和56年5月以前に着工した木造住宅にお住まいの方
①65歳以上または身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯等(建築物の建築時期は問いません)

区HPQ 129285

世田谷区にも、ふるさと納税

世田谷区民の方も、世田谷区にふるさと納税をすることができ、税金の控除対象となります。

区では、寄附の使い道として子どもや福祉、みどり保全など様々な分野の取組みをお選びいただけます。取組みを選んで寄附することは、皆さんが納める税金の使い道の一部を皆さん自身が決めることにつながります。ふるさと納税を通じて、世田谷区を応援してみませんか。

取組みの内容など詳しくは、 区HPQ 162650 をご覧ください。

※制度上、区民の方に返礼品をお贈りすることはできません。ご了承ください。

Pick UP

●スポーツ推進基金～スポーツ推進のために

誰もが使いやすいスポーツ施設の整備や、パラスポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援に取り組んでいます。

いただいた寄附金は、障害の有無や運動の得意・不得意等に関係なく、誰もが参加できるユニバーサルスポーツイベントの実施等に活用します。



▲車いすレーサー体験

●災害対策基金～災害対策のために

いただいた寄附金は、近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生に備え、発災後の応急対策や復旧のためだけでなく、備蓄や体制整備などにも活用します。

●地域保健福祉等推進基金～福祉や市民活動のために

いただいた寄附金は、福祉や市民活動の分野に幅広く活用します。

【福祉】

高齢者・障害者に関わる施設・団体に対して、福祉車両の購入助成や施設利用者が安心して暮らせる環境の整備に活用します。

【市民活動】

区内のNPO等、市民活動団体と区が協働して地域の課題を解決するために行う事業の助成に活用します。



車いす対応の福祉車両▶

ふるさと納税対策担当課 ☎5432-2190 FAX5432-3047 区HPQ 162650